

「浜風爾…紐吹返」考

黒岩, 駒男
久留米大学教授

<https://doi.org/10.15017/12368>

出版情報 : 語文研究. 4/5, pp.37-44, 1956-10-30. 九州大学国語国文学会
バージョン :
権利関係 :

「浜風爾……紐吹返」考

黒 岩 駒 男

粟路の野島の崎の浜風爾、妹が結びし紐吹返（二五二）これは人麻呂の霧旅の歌八首中の第三首目の歌で、一見さして難解の歌とも思はれないし、現にこの歌を人麻呂短歌中の佳品とする評価は定まつてゐると見てよい位のある。

然し又一方、古くから三句と五句の間に語法的に問題のある歌とされ、近くは万葉集大成の訓詁篇において吉永登氏が取上げられ、更に沢瀉博士が万葉集講話十五（「万葉」十九号）で詳細に問題点を解きほぐされたのである。それに励まされて、私も亦別の角度からの説明を試みてみたい。

先づ第五句の訓は、旧訓以来「フキカヘス」に従ふ者多く、今では殆ど決定的と見てよい位に支持されてゐる。「フキカヘル」の訓と比較して、その表現効果が遙かに勝

れてゐるからであつて、以下この訓に従つて論を進めるが、必要に応じて「フキカヘル」の訓をも考慮する事とする。従来諸註釈の説を分類すると、畧々次の三種に分類出来る。

第一類。「浜風に」の原文にもかゝはらず、「浜風の」と等しく、浜風を主語として解釈するもの。

第二類。「浜風に」はそのまゝとするかはりに、述語「吹きかへす」を、「吹きかへされる」或いは「吹きかへさせる」と受身や使役にするもの。

第三類。「浜風」を主語にもせず、「吹きかへす」を受身、使役に變へる必要もなく、原文そのまゝでよいとするもの。

以下諸説を検討した後、私見を述べたい。

〔第一類〕

斎藤茂吉博士は「柿本人麿」（評釈篇卷之上）において、「浜風に」の「に」について、

「元来この天爾遠波をば、先進はそれほど疑問を抱かずに解釈して来た。例へば、「浜風の吹ひるがへすと也」（拾穂抄）「浜風の紐を吹返すに付て」（代匠記）「浜風の荒きに吹き返されて」（童子問）「浜風の荒くはげしきままにとけやらぬ紐をも吹かへすにつけて」（童蒙抄）「風の吹きかへすことよといへる也」（攷證）等といつて毫も疑を存じてゐない。つまり「に」をば「の」（ガ、ハに通ふ主格の「の」と解してゐる。それほど、この歌の「に」が自然に無理なく使はれてゐるのである。それだから、誰かが疑問を出さなかつたら、いろいろの説が出ずに済んだかも知れない。第一作者自身の人麿がさう細かに気にしつつ使つたものでなく、自然にかういふ具合になつたものである。言を換へれば、自然的「剛断」の技法なのである。」

と言つてゐる。人麿の「剛断」については後に触れるとして、これ等諸説が「浜風に」を主語に転換して「浜風の」と同じに解してゐる事を単に「自然」な解釈と見てすますわけにはゆくまい。問題意識は未だ明確でなかつたにせよ、やはり語法的に扱ひかねて安易についたと見られても仕方ないであらう。殊に童子問の如く、氏は誤つて此所

に並べ入れたかと思はれるが、既に主語化以外の道を求めた説もあるのである。

最初にはつきり問題を提示したのは藤井高尚の「歌のしるべ」で、

「三の句浜風のと云ふべきことわりなるに、にといへるは、事がひたるやうなれどきにあらざ」（・点筆者。以下同じ）

と言ひながら、「に」によつて餘情が添へられると、文学的な説明をしてゐるだけである。古義も、高尚と殆ど同じ様な問題提起をして、「に」でなければならぬと強調しながら実際は

「…その浜風が…紐をさへに、うらめしく吹翻す…」と浜風を主語に訳してしまつてゐる。

近代に入つても、古義と同じ様な弊に陥つたものが多し。例へば、新釈における沢瀉博士、総釈における吉沢博士は共に、これを人麿独特の句法だとして、「…に…吹きかへす」をそのまま認めるといはれながら、訳文では「浜風が…ふきかへしてゐる」と主語化してしまつてゐる。

（沢瀉博士は前掲講話十五において、その無理を認めてをられる。）

茂吉も「浜風に」を「浜風が」に等しい用法だとは解釈しないといつた後で、

人麿は第三句で一寸息を切る技法をよく用ゐている。

：「に」で一寸息を休め、「その浜風が」といふ主格の氣持を其処に含めたと解釈してはどうであらうか。」
といふ説を出し、遂にはフキカヘスの訓を無視して「浜風に：旅衣の紐がかくも靡きひるがへる」ことである。」と訳すに至つた。

古義以下は何れも「に」でなければならぬことを認めながら、主語化を避け得なかつたのである。

〔第二類〕

古くは、先に掲げた童子問が

「浜風の荒きに吹き返されて」

と述語を受身にしてゐる。近くは新考が

「三句と結句とうち合はず。即ちハマカゼニとあるを受けてはフキカヘサルといはざるべからず。」

と述べてゐるし、武田博士は新解では

「浜風に：紐が吹かれて翻ることである。」

と口訳し、全注訳においても同じ訳を掲げてをられる。

何れも「浜風」を主語化する事は避け得たが、述語を受身に變へてゐる。

次に折口博士の口訳万葉集は

「浜風で：紐を、吹き返させてゐる。」

と「吹きかへす」を使役に訳してゐるし、短歌講座所収の

万葉集講義においても同様の訳文を見る。

沢瀉博士も早く新釈において、使役に解する説に觸れてをられるが、佐伯梅友博士が万葉語研究で説かれた所にも「浜風に向つて自分が紐を吹きかへらせる」といふ意味に取れないかといはれて、「吹きかへす」に使役の意味を感じてをられる。

最近の所説として沢瀉博士は、前述「万葉集講話」十五において、

「風に」と云つて「かへす」といふ以上、折口信夫博士の口訳に「吹き返させてゐる」と訳されてゐるやうに、その「かへす」を「かへさせる」と解釈する可能を認める以外に道はないと考へます。」

と言はれた上で、「風が散らす」と「風に散らす」の例をあげ、前者は自動詞「散る」に對する他動詞「散らす」であり、後者は使役の意を持つたもので、この二つの相違は截然と別れるものでなく、程度の差と見るべきであるとして、集中の例をあげ、

「浜風に吹きかへす」は「浜風に吹きかへさせる」意であるが、「吹きかへさしむ」と云つては云ひ過ぎであり、「浜風が吹きかへす」又は「浜風に吹きかへる」と云つたのでは云ひ足らず、「浜風の吹きかへすにまかす」と云ふに近い意味をあらはすには當時として「浜風

に吹きかえす」といふよりほかなかつたと云へるのでないでせうか。

と述べられる。言葉の微細な表現相を彫り起した解釈であると考えられる。然し、結びの訳文にも「浜風の吹きかへすにまかせつゝ」といはれる処などに、第一類の主語化を含み、全體としては、主語化と使役化の妥協調和をはかられたものと見る事が出来るが、なほ使役説への傾きが強い様である。

〔第三類〕

山田孝雄博士は万葉集講義において「浜風に……紐をば、吹きひるがへすことよ。」と訳し、「浜風に―吹きかへす」そのまゝでよいとして、

「何となれば、これは浜風の吹くにますかする意をいへるなればなり。かく吹きかへさするをわがする事にしてただ「ふきかへす」といへるは語足らぬやうなれど、この頃の語遣としてはさまであやしむべきにあらず。」

と言はれた。原文のまゝといふ態度は正しいし、訳文も畧々これによいと考へるが、既に沢瀉博士が評された、

「ふきかへさす」をなせ「ふきかへす」と云つたかといふ事を、も少し説明を加へないと「あやしむべきにあらず」と云はれても納得がゆかぬのではないかと考へます。」

といふ言葉のごとき不満が残る。武田博士の全注釈の「釈」の項に

「主語として、吾はの如き句の省略せられたものと見るのである。浜風に吾は衣の紐を吹きかへすといふのである。」

と述べてゐるのは、大体山田博士説の系統にあつて、一層文脈をはつきり捉へてゐる様であるが、「訳」の項には上述の如く、「衣の紐が吹かれて翻ることである。」と受身にしてしまつてゐるのは惜しむべく、不徹底な点である。土屋文明氏の私注には

「淡路の野島が崎の浜風に、妹の結んだ紐を吹きかへす。」

とあつて、「そのまゝ」説であるが、「語釈」の項には、「前のハマカゼニを受けるので、此の自他が問題になりフキカヘルの訓も行はれてゐるが、此の頃には自他の区別の截然としないものもあるから、現在の文法といふよりは認識法によつて、強ひて自他の区別を論ずるには及ばないのではあるまいか。」といはれたのは、それだけでは万葉の歌に対する語法研究の放棄を意味することになるのではあるまいか。（「全釈」の訳文もこの類に属するが、）

〔私案〕

以下、第三類「原文のまゝ」に解釈する説を支持しつつ、従来の諸説に缺けた語法的説明について一つの試案を記してみたい。

集中「吹きかへし」の語例は、この他に嬖女の袖吹反明日香風京を遠みいたづらに吹く（五一）

水茎の岡の田葛葉を吹菱（三〇六八）

がある。何れも「吹きかへす」の主語は「風」と考へられて、五一を例に取ると

（明日香風が）
吹き
かへす

となるが、問題の二五一の場合は

浜風に
吹き①
かへす②

では、①「浜風に」は「吹き」に続かないし、②「かへす」といふ語に使役を感ずる人には、「浜風にかへす」も問題になる。この困難を避けるために第一類にあげた諸説は五一の場合の如く

浜風が
吹き
かへす

の形を取つて、主語化し、第二類にあげた諸説は

浜風に
吹き（かせ・かれ）
かへさせる（れる）

の形を取つて、使役か受身に変へたのである。然しこれ以外に①、②の困難を解く途は無いのであらうか。

①「浜風に」―「吹き」の続きの問題。

武田博士の新解が

「紐吹き反ると云ふべきであるかも知れないが、それは吹きが意義を失ふ」

と述べてゐるのも、「吹き」「反る」を夫々独立の動詞を連ねたものと見て、浜風に紐が反るとは云へるが、浜風に紐が吹くとは云へないと考へたのであらう。然し「吹き」と「かへす（る）」はこの様に二語に分離すべきものであらうか。人麻呂の原歌を、そのまゝ見つめてゐると「ふきかへす」は一語になつて、浜風にを受けてゐる様に思はれる。

名義抄（鑑智院本）には「反」の字にカヘス・カヘル・ヒルカヘス・ヒルカヘルの訓があり、「翻」の字にカヘス・カヘル・ヒルガヘルの訓がある。カヘスの意味は、反・翻の字でも大體の見当はつきさうである。集中の例を見て、裏かへす、ひつくりかへす等の意味から、五一やこの場合などは恐らく、「かへす」が連続繰返されるのが実景

であつたらう。然るに同じ名義抄に、「飄」の字に、カヘル・ヒルカヘルの訓と共に「ヒラ（ロ）メク」・「フク」の訓が附してある。ヒルカヘル（ス）は、カヘル（ス）と、ヒラメク・ヒロメクのヒラ・ヒロと同じ意味の接辞ヒルとが融合したのかも知れない。ヒラヒラとカヘルス印象を我々に与へる語である。或いはヒラリとカヘルス意味もあるのであらう。（神武紀、「猶守迷凶、無復改意」の「改意」にヒルガヘルココロの訓がある）然も飄の字がヒラ（ロ）メク・カヘルと共にフクの訓を有する事も、次の様な事の可能性を示唆しないであらうか。即ちフキカヘル（ス）のフキと、ヒルカヘル（ス）のヒルが、夫々、「飄」の訓フクとヒラ（ロ）メクと同じ意味の成分であるとすれば、ヒルカヘル（ス）が完全に一語に融合してゐる如くに、フキ・カヘル（ス）が一語に融合する可能性がありはしなかつたかといふ事である。

そしてフキカヘルが一語の資格を与へられれば、も早フキはそれ自身単独に、上の「浜風に」に対して語法上の限定を受ける責任は無くなつて、フキカヘル全体で「に」を受ければよくなる。これは、例へばヒルガヘルが全一語として「に」を受けて、ヒルだけ切離して、浜風に―ヒルの続き方を問題にする必要が無いのに等しい。これが認められると、第一類の説の如く「浜風が―吹き」と主語化する

必要がなくなる。

②「かへす」を使役に解する説について。カヘルを受身に解する事のいわれなき事は特に論ずる必要はあるまい。然しカヘルに対する他動表現カヘルに使役の意味を感じる事は理由の無い事ではない。殊に集中で、令選、令動の如く「令」字表記の八七例中、サ行語尾の例が少くも六四例を占め、更にその六四例中四四例までがカヘル―カヘルカヘルの如く終止形語尾にルースの対応を考へ得る語によつて占められてゐる。これはカヘルといふ様な語に「令」字によつて表される意味を感じてゐたのであり、平安朝以後使役の「令」字を發達させて行く事ともつながる事実であらう。

然し「令」字によつて表されたものがすべて直ちに使役の意味であるか否か。

君待つとわが恋ひをればわが屋戸のすだれ令動秋の風吹ウゴカシ
く（一六〇六）

は全く同じ歌が四八八では動之と書かれてゐる。この場合、ウゴカシを「動かさせ」「動かしめ」と訳すれば原意から外れるのであつて、令字は使役を表すのではなく、動クに対する他動の意味を表すに過ぎないといふ方が正確である。

如是、令字表記の語でも、今日、使役の助動詞を加へて解釈する必要の無いものゝ方が多い事は注目すべき事であり、まして令を用ゐない、遙かに多数のサ行他動詞表現は

令字から自由である。他動詞の或ものと使役表現とは程度の差だといふ事は肯定されるが、止むを得ない場合以外は使役助動詞を加へないで、原文のまゝの他動詞相で解する方がより忠実な態度ではあるまいか。

「風に散らす」といふ場合、この表現以前の客観的事実としては、風をして花を散らさせるといふ様な使役關係が存在したかも知れないが、表現自体はまだ決定的な使役表現ではない。散らすといふ他動詞は、今そのまゝでわかる語である。特に使役關係を強調してゐる事が明かな場合以外は、使役の助動詞を加へないで「散らす」そのまゝで理解する方がよいのではないか。

問題の場合について見るに、浜風に紐を吹きかへすといふのは、作者(遊子)が、自分の手を触れて紐を裏返すのではなく、直接紐に触れて翻すのは風である。即ち客観的事実としては正に風をして翻させると見る事の出来る關係を含んでゐる。然し表現としては、「浜風(の中)に、ひるがへす」と「浜風でもつて、ひるがへさせる」とでは、はつきり別の表現になる。この場合ひるがへすは單なる他動詞である。しかも今でも「ここ城南の朝風に、学びの旗をひるがへす」といふ様な表現をするのである。使役相に変へなくても、そのまゝでわかるのである。フキカヘスはこのヒルガヘスと同じ他動相の表現で、フ

キカヘサスと使役相にはなつてゐない。勿論フキカヘスとヒルガヘス、は少くもフキとヒルとの差だけの意味の差があらう。前者は翻す原因が風吹く事にあることを強調し、後者はヒラメク姿形を強調してゐる語といへようか。然し「浜に」を受ける語法上の資格においては、同等のものとして扱ふ事が出来る表現であらう。ヒルガヘスの如く熟合した一語としては現代語に使用されてゐないとはいへ、「吹きかへさす」と使役相にする必要はないと考へられる。「吹きかへさす」と使役相にする必要はないと考へられる。因に、「風に」は、集中の用例では、「風によつて」「風でもつて」の例が圧倒的であるが

潮騒に伊良廣の島辺こが船に(四二)

朝なぎに水手の声よび(五〇九)

夕霧にかはづはさわぐ(三二四)

山下とよみ行く水にかはづ鳴くなり(二一六二)

の如く「に」は、……の中に……に對しての意に用ゐる事も多い助詞である。この場合も「に」は翻す「場」を表現するものとして、「浜風(の中)に」乃至「浜風に(向つて)」といふ意味に取つた方がよささうである。

以上①②の問題に筆者なりの説明をして見たのである。所でヒルガヘス(ル)といふ語は万葉集中、歌語としては用ゐられてゐない。この語がまだ出現してゐなかつたの

か、或いは所謂訓点語系統の語で、歌語としては用ゐられなかつたといふ様な事情があつたかも知れない。然し人麻呂に取つては、ヒルガヘスが無かつたため、代用として臨時にフキカヘスを用ゐたといふ様な消極的表現ではあるまい。「浜風に」まで表現された時既に「ふきかへす」は、

「姝女の袖吹きかへす明日香風」の場合の如くには、フキとカヘスとの二語ではあり得なくなつて、一語にまで融合変化するに足る詩的燃焼の坩堝の中に入れられてゐただと解釈する方が、創作の真実に近いのであらう。上述茂吉の「剛断」の概念も、かゝる創作時における語性変化の飛躍を説明するものとすれば納得出来たであらう。たしかに古典解釈における実証的用例主義は尊重されねばならぬが、この「ふきかへす」の場合の如く、唯一例而も恐らく一回性の例かも知れないが、主体的表現そのものが、外在的用例（五一・三〇六八）を超えて、語性を飛躍変化させる事があり得る事、そして其処に用例主義の限界がある事をも認めなければならぬであらう。

かくて、「吹き」「かへす」は、人麻呂によつて新生命を与へられ、唯一例唯一回ではあつても、完全な一語フキカヘスとして「浜風に」を受ける資格を有する事になる。浜風を主語にしたり、吹きかへすを受身や使役に解したりするのは原歌に忠実なる所以ではないと考へる。そして如

上の語法的説明が認められるとすれば、殆ど原文そのままで理解出来る歌である事がわかる。

（一日の旅路の果て、）粟路の野島の崎の浜風に、（門出の日）妹が結びし（衣の）紐を、ふきかへす（吾は）括弧の中の詞は既に露出過度であらう。

（三一・八由布山下にて）